

参議院大蔵、決算委員会連合審査会会議録第一号

昭和三十年七月二十二日(金曜日)午後
二時二十分開会

出席者は左の通り。

大蔵委員

委員長

理事

委員

決算委員

委員長

理事

委員

國務大臣

大蔵大臣

法務大臣

青木 一男君

山本 米治君

土田國太郎君

青柳 秀夫君

木内 四郎君

白井 勇君

藤野 繁雄君

小林 政夫君

前田 久吉君

岡 三郎君

天田 勝正君

中川 幸平君

最上 英子君

木村禎八郎君

山田 節男君

石川 清一君

西川弥平治君

長島 銀藏君

飯島通次郎君

島村 軍次君

三浦 辰雄君

龜田 得治君

木島 虎藏君

市川 房枝君

一萬田尙登君

花村 四郎君

政府委員

自治政務次官

法務省刑事局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

に出席中でありまして、出席が若干お
くれる由でございます。なお大蔵大臣
は所用がありまして由でありますから、
説明後大蔵大臣に対する質疑はまず集
中してお願いしたいと思います。政府
委員はもちろん残つておるはずでござ
います。それでは提案理由の説明を大
蔵大臣より聴取いたします。

○國務大臣(一萬田尙登君) たいだいま
議題となりまして補助金等に係る予算
の執行の適正化に関する法律案につ
きまして、その提案の理由を御説明申
上げます。

国の歳出予算は、国民から徴収され
た税金その他貴重な財源でまかなわれ
ており、厘毛たりといえども、これが
不正不当に支出されるがごときことは
許されないのであります。政府にお
きましては、常にこれを公正かつ効
率的に使用するように努めている次第
であります。

しかしながら、昭和二十八年年度決算
検査報告によれば、不当事項として二
千二百余件が指摘され、そのうち支出
に係るものが千四百余件であり、
このうち約九割近くを占める千二百余
件は補助金に関するものでありまし
て、累年その件数は増加の一途をた
どつてきた現状であります。その内容
は、事業費について過大に積算した
り、不実の積算をしたものや、設計通
りの工事を施行しなかったり、自己負
担を免れたり、はなはだしいのは架空
の工事や二重の申請をして国庫補助金
等の交付を受けたもの等があります。

補助金等が国の歳出予算の約三割を占
めている現在、これらの補助金等に係
る予算の執行の適正化をはかること
は、喫緊の要請であり、今回、ここに
この法律案を提案した次第でありま
す。

この法律案は、補助金等の交付の申
請、決定その他補助金等にかかる予算
の執行に関する基本的事項を規定する
ことによりまして、補助金等の交付の
不正な申請及び補助金等の不正な使用
の防止等をはかるとともに、他面、補
助金等の交付を受ける者に対する不正
な取扱いを防止する等の措置を講じ、
もつて、補助金等にかかる予算の執行
の適正化をはかることを目的とするも
のであります。

以下、この法律案の主たる内容につ
きまして、その概要を御説明申し上げ
ます。

第一に、この法律の適用を受ける補
助金等とは、補助金、負担金、利子補
給金及びその他、国が相当の反対給付
を受けないで交付する給付金であつ
て、政令で定めるものとし、補助金等
に關しまして他の法律またはこれに基
く命令に特別の定めのない限り、この
法律によることといたしているのであ
ります。

第二に、補助金等の交付の申請及び
決定につき必要な手続を明確にいたし
ました。すなわち、補助金等の交付の
申請及び決定の手続を規定するほか、
決定に際し必要な条件を付することと
いたしますとともに、交付決定後に天

けではないのでありまして、まさにその後の事情の変更によって特別の必要が生じたときに限るわけでございます。その場合も天災その他云々場合が非常に限定されております。

その次に、補助金をもつた事業が完結した場合に、その実績の報告をしなければならぬという規定が第十四条にございます。

その実績の報告を見まして、交付官庁といたしましては補助金の額の確定ということをしていただくわけでございます。それが第十五条の規定になっております。

これらのことが、大体補助金の申請からその金額の確定に至る一連の規定でございますが、今申し上げました、たとえば事情の変更による決定の取り消し、あるいは額の確定によって、前金あるいは概算払いをやり過ぎておつたというふうな場合には、その与えられた補助金の全部または一部を返還させるということになっております。これが十八条に規定してございます。

その返還に関する規定、たとえば国税徴収法の例によると、あるいは、もし返さない場合には同種の補助金を一時交付を停止するとか、あるいは相殺するとか、あるいは返還させますときに期日に遅れたときに延滞金を徴するとか、あるいは、これはあとで御説明しますが、不正なことに伴って取り消されたような場合には加算金を取るとか、そうした返還に關します規定がございまして。

これがまずいよいよ第一のグループと申しますか、補助行政、補助制度に關する実体的な規定でございます。第二のグループは、いわゆる取締り

規定と申しますか、そういう部類の規定でございます。これは現在のところ補助金に關する觀念というものがどうもはつきりしない。自分の私腹を肥やすわけではないから、補助金をたくさん取れば取るだけ得だ。どうも公けの資金と申しますか、この法にも冒頭に書いてございまして、第三条に、「国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるもの」というふうな認識が足りないというところから、従来の会計検査院の千に余る補助金関係の批難事項というものが因由しておるといふふうなことから、いかに私腹を肥やすためでなくとも公けの資金、パブリック・ファンドというものの對する不正な獲得、あるいは不正な使用というものは、これは反社会的な行為なのである。従つて補助金に關する觀念というものはつきりせねばならないという点から、いわば補助金に關する道義的水準と申しますか、そういうものを確立するために一連の取締り規定が置いてございまして。それは、たとえば、ただいま申し上げました第三条に、補助事業をする補助事業者とあるいは間接補助事業者等は、補助金の元が国民から徴収された税金その他の貴重な財源なんだから、その交付の目的に従つて誠実にこれを使わなければならないというふうな訓示規定に始まりまして、十一條におけるごとく、補助金の交付の決定の内容とか条件とかというふうなものに従つて、善良な管理者の注意をもつて補助事業を行わなければならない、また行わないときは三十條の罰則までかけられるというふうな取締り規定が置いてござい

で、こうした補助目的、補助金を交付いたしました内容通りに行われるかどうかというのを確保いたしますために、この取締り法規に属します規定をいたしましては、ただいま申し上げましたこのいわば刑罰によつて道義的水準を確立するという以外に、たとえば補助事業の中途において補助目的と反するようなことに使つていくというふうな場合には、これを匡正させるような命令が出せる規定がたとえ十三條に置いてございまして。もし、その命令を出しても聞かないときには、補助事業自体を一時停止しろという停止命令まで出せるようになっております。それから、事業が済みましたあとでも、その完了しました事業の内容について補助金交付の目的と合つていないところがあります場合には、それをさらに直させるといふような規定もございまして。これは十六條にそういう規定がございまして、交付の決定の内容あるいは条件に適合しないときには、それに適合させるための措置をとることができるといふふうな措置をとることができるといふふうな書いてございまして。その他いろいろの取締り規定がございまして、その執行を常時監視あるいは監督することができるといふに、立ち入り検査権あるいはいろいろな報告を聴取する規定もつけてございまして。いわばこうした取締りの規定によつて、補助金を受領する側のいわば道義的水準を確立して、決して村のためであるといふがらパブリック・ファンドという公けの財源に対する考え方をルーズに考へてはいけないというふうな規定を置きますと同時に、一方、補助金を交付します官庁の側に対しましては、補助金の執行

が適正に行きますように、いわば厳正なる態度で臨まねばならぬということから、補助金を交付する側に対してもある程度の規定がございまして。それは三条の一項にございまして。予算の執行に當つては、各省各庁の長も、国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであるということに特に留意して、公正かつ効率的に使用するようにならねばならぬといふふうな規定、さらに、二十四條におきまして、補助金を交付しますときには、最もその資金効率が高まりますように、最も適期に適正に交付すべきであつて、不当に遅延させたり、あるいは補助事業の目的達成のためにじやならないような不当な干渉をしてはならないというふうな規定が置いてございまして。交付する側と受領する側とのそれぞれに対して、この補助金というものが大事なものである、従つてこれが執行については適正にやらなければならぬといふふうな規定が、これが第二の取締り規定と申しますか、そういうグループに属するものであります。

この実体的規定と取締り規定、この二つの規定からこの法案は成立しているわけでございます。これによりまして、われわれとしては、まあ従来の補助金に關するいろいろな不正不正な行為が大いに是正されることを期待してゐるわけでございます。簡単にございまして御説明申し上げました。

○委員長(青木一男君) 早速大蔵大臣に対する質疑をお願いいたします。

○亀田得治君 大蔵大臣に一つお聞きしたいことは、この法律によつて補助金に關する不正をなくしようという全体の目的は、われわれは了承します

が、むしろこの出てきた法案では、果してその目的が全部達成されるのかどうか、また、ほかの法律と比較してこの法律が妥当かどうか、そういう点については相当私は疑惑を持つてゐるのです。しかし、これは主として法務大臣にのちほど聞いてみたい点でありますから、その点は別にしまして、大蔵大臣に対しては、ただいま説明もありましたように、この法律によつてすべてをよくなる、こういうことはおそらく考へておられないだろうと思ふ。やはりその根本になる、この法律とともに、もっと根本になる一つの問題があるかと思ふ。そういう点について、この法律を出すに當つて、大蔵大臣としてはどういふふうに考へておられるか。私は特にお聞きしたいのは、たとえば補助金の申請をして来る、そういう申請の仕方につきまして、これは非常に合理的科学的な申請の仕方というものがあるはずなんです。その問題に應じて、そういう点についての徹底的な検討をやつて、こういうケースについてはどういふふうな申請して来たらいいのだというものを作つていくような努力、これも一つは必要だろうと思ふのであります。そういうルールが一つできれば、ごまかそうと思つてもごまかしがきかないというふうなものを、これは従来のいろいろの経験をすべて総合して、さらにそれにいろいろの批判を加えれば私は出て来ると思ふのです。これは一つの例ですが、そのほかいろいろあると思う。そういうふうな点について、この法律と同時に、一つ大蔵大臣としてはどのようなことを考へておられる

が、むしろこの出てきた法案では、果してその目的が全部達成されるのかどうか、また、ほかの法律と比較してこの法律が妥当かどうか、そういう点については相当私は疑惑を持つてゐるのです。しかし、これは主として法務大臣にのちほど聞いてみたい点でありますから、その点は別にしまして、大蔵大臣に対しては、ただいま説明もありましたように、この法律によつてすべてをよくなる、こういうことはおそらく考へておられないだろうと思ふ。やはりその根本になる、この法律とともに、もっと根本になる一つの問題があるかと思ふ。そういう点について、この法律を出すに當つて、大蔵大臣としてはどういふふうに考へておられるか。私は特にお聞きしたいのは、たとえば補助金の申請をして来る、そういう申請の仕方につきまして、これは非常に合理的科学的な申請の仕方というものがあるはずなんです。その問題に應じて、そういう点についての徹底的な検討をやつて、こういうケースについてはどういふふうな申請して来たらいいのだというものを作つていくような努力、これも一つは必要だろうと思ふのであります。そういうルールが一つできれば、ごまかそうと思つてもごまかしがきかないというふうなものを、これは従来のいろいろの経験をすべて総合して、さらにそれにいろいろの批判を加えれば私は出て来ると思ふのです。これは一つの例ですが、そのほかいろいろあると思う。そういうふうな点について、この法律と同時に、一つ大蔵大臣としてはどのようなことを考へておられる

が、むしろこの出てきた法案では、果してその目的が全部達成されるのかどうか、また、ほかの法律と比較してこの法律が妥当かどうか、そういう点については相当私は疑惑を持つてゐるのです。しかし、これは主として法務大臣にのちほど聞いてみたい点でありますから、その点は別にしまして、大蔵大臣に対しては、ただいま説明もありましたように、この法律によつてすべてをよくなる、こういうことはおそらく考へておられないだろうと思ふ。やはりその根本になる、この法律とともに、もっと根本になる一つの問題があるかと思ふ。そういう点について、この法律を出すに當つて、大蔵大臣としてはどういふふうに考へておられるか。私は特にお聞きしたいのは、たとえば補助金の申請をして来る、そういう申請の仕方につきまして、これは非常に合理的科学的な申請の仕方というものがあるはずなんです。その問題に應じて、そういう点についての徹底的な検討をやつて、こういうケースについてはどういふふうな申請して来たらいいのだというものを作つていくような努力、これも一つは必要だろうと思ふのであります。そういうルールが一つできれば、ごまかそうと思つてもごまかしがきかないというふうなものを、これは従来のいろいろの経験をすべて総合して、さらにそれにいろいろの批判を加えれば私は出て来ると思ふのです。これは一つの例ですが、そのほかいろいろあると思う。そういうふうな点について、この法律と同時に、一つ大蔵大臣としてはどのようなことを考へておられる

が、むしろこの出てきた法案では、果してその目的が全部達成されるのかどうか、また、ほかの法律と比較してこの法律が妥当かどうか、そういう点については相当私は疑惑を持つてゐるのです。しかし、これは主として法務大臣にのちほど聞いてみたい点でありますから、その点は別にしまして、大蔵大臣に対しては、ただいま説明もありましたように、この法律によつてすべてをよくなる、こういうことはおそらく考へておられないだろうと思ふ。やはりその根本になる、この法律とともに、もっと根本になる一つの問題があるかと思ふ。そういう点について、この法律を出すに當つて、大蔵大臣としてはどういふふうに考へておられるか。私は特にお聞きしたいのは、たとえば補助金の申請をして来る、そういう申請の仕方につきまして、これは非常に合理的科学的な申請の仕方というものがあるはずなんです。その問題に應じて、そういう点についての徹底的な検討をやつて、こういうケースについてはどういふふうな申請して来たらいいのだというものを作つていくような努力、これも一つは必要だろうと思ふのであります。そういうルールが一つできれば、ごまかそうと思つてもごまかしがきかないというふうなものを、これは従来のいろいろの経験をすべて総合して、さらにそれにいろいろの批判を加えれば私は出て来ると思ふのです。これは一つの例ですが、そのほかいろいろあると思う。そういうふうな点について、この法律と同時に、一つ大蔵大臣としてはどのようなことを考へておられる

が、むしろこの出てきた法案では、果してその目的が全部達成されるのかどうか、また、ほかの法律と比較してこの法律が妥当かどうか、そういう点については相当私は疑惑を持つてゐるのです。しかし、これは主として法務大臣にのちほど聞いてみたい点でありますから、その点は別にしまして、大蔵大臣に対しては、ただいま説明もありましたように、この法律によつてすべてをよくなる、こういうことはおそらく考へておられないだろうと思ふ。やはりその根本になる、この法律とともに、もっと根本になる一つの問題があるかと思ふ。そういう点について、この法律を出すに當つて、大蔵大臣としてはどういふふうに考へておられるか。私は特にお聞きしたいのは、たとえば補助金の申請をして来る、そういう申請の仕方につきまして、これは非常に合理的科学的な申請の仕方というものがあるはずなんです。その問題に應じて、そういう点についての徹底的な検討をやつて、こういうケースについてはどういふふうな申請して来たらいいのだというものを作つていくような努力、これも一つは必要だろうと思ふのであります。そういうルールが一つできれば、ごまかそうと思つてもごまかしがきかないというふうなものを、これは従来のいろいろの経験をすべて総合して、さらにそれにいろいろの批判を加えれば私は出て来ると思ふのです。これは一つの例ですが、そのほかいろいろあると思う。そういうふうな点について、この法律と同時に、一つ大蔵大臣としてはどのようなことを考へておられる

か。大まかなところをまず御説明を願いたいと思います。

○国務大臣(萬田尚登君) 私は補助金のこのように適正化に関する法律案を出しますが、本当を言ふと、すべて法律はそうでありましようが、法律があつて、しかもその適用を待たずして所期の目的が達成されるということが一番望ましいと思ひます。従ひまして、そういうふうな基本的な線に沿つて、この法律はまた別個にそういう基本的な点も考えなくちやならない。同時にまた、今お示しのようないろいろな手続の上において、こういうふうな手続の形にしておけば、自然、補助金というものは適正な申請になり適正な使用にもなる、こういうふうな、そういう点も考へていきたい。かように存じているわけでありまう。

○龜田得治君 私が聞きたいのは、そういう点について何か具体的な構想を練つておられるかということをもう少し詳しくお話を伺いたい。

○国務大臣(萬田尚登君) その点につきましても事務的に研究いたしてゐるのでありまして、政府委員からいただいたところを御説明申し上げさせていただきます。

○政府委員(正示啓次郎君) それでは便宜私から若干の点につきましても具体的に申し上げたいと思ひますが、先ほど法規課長から補足説明を申し上げましたように、たとえばだいたいま御指摘の申請の手続につきましては、第五条にはつきり規定いたしましたのでございますが、この点は、従来、御承知のように、各省あるいは各庁に、すべて一応の様式があつたようでございますが、それらの様式が必ずしもはつきり

としておらなかつたような点もございします。そこで私もいたしましては、少くともこの法律におきまして一応の基準をきめまして、これを、補助事業の目的、内容、補助事業に要する経費その他必要な事項、こういうふうなことにいたしましたが、これは、やはり補助事業の達成しようとするような目的をはつきりいたしまして、また補助金によつてあがるべき経済効果を算定したすに必要な資料等もこれによつて確保したいというふうなねらいを持つてゐるわけでございます。

これらの点を、従来とかく各省各庁の、しかも当該担当の保官のきめるがままに任しておつたというふうな点は、このことは、第三条の、国民の血税その他貴重な財源でまかなわれてゐる補助金につきましてはやはり適切でな一応設けた次第であります。先ほど御説明申し上げましたように、申請から金額の確定に至りますまでに、いろいろの段階があるわけでございますが、それらの段階につきまして、一応私どもの考へましたただいまのような基準を設定いたすことによりまして、大蔵大臣も申されましたように、おのずから各省各庁のただいままでやつて参りましたものが立法的なレベルまで高められまして、これによつて明確になるわけでございます。もとより、それですべてを尽しておるわけではございませんので、各省各庁のいわゆる一千件にも上るような補助金でございするから、それぞれ細部にわたつて特殊な事情もございしますが、これらは、それそれまたそれを補足的に規制するというようなことをしておるわけでございます。

ざいまして、少くとも補助金その他補助金に類する万般の政府からの交付金等につきまして、最少限度必要な条件につきましては、この法律によつて明確にすることによりまして、先ほど大蔵大臣がお答えになつたような成果をあげて参りたい、こういうことを期しておるわけでございます。

○龜田得治君 その点、一つ十分大蔵省の方で科学的なものをこの際お作りになるように要望しておきたいと思ひます。

それから大蔵大臣に、さらに、この法案の罰則等の問題ですね、これが相当この案が確定するまでにいろいろないきさつがあつたと思ひます。私は、結論は、はなはだ不足なんですから、大蔵大臣としてはこの点はどういうにお考えになっておりますか。これで妥協な罰則なりというお考えでしうか。

○国務大臣(萬田尚登君) これはまあ法務大臣もおられますが、専門的にはかの刑罰との比較等からこれはどうなりますか、いろいろと専門的な見地のお考えがあると思ひます。私といたしましては、今回こういうふうな補助金に対しての特別な刑罰を課する法律を出したので、各方面の意見を徴しまして、大体こういうところではよろうと、こういうふうな考へを持っております。

不満足です。私も本来は刑罰なんかをたぐさふやすことは賛成しない方なんです。作る以上はいろいろなつり合ひといふものがあつてもとれませんといけな。そういう立場から考えますと、偽りその不正の手段による公金の獲得、このことが五年以下というの、現在の詐欺罪に関する二百四十六条の十年以下の規定ですね、これと比較すると、これはもう、はなはだしく均衡を失つてゐる。突き詰めて言へば、何だ公金の方はそういう個人の金をごまかすよりも軽いのか、こういう感じを与えるかもしれない。二百四十六条との関係をもつてに検討されて、こういう結論を出しになつたか承りたいのです。

○国務大臣(花村四郎君) 龜田委員の御質問まことにごもつともであると存じます。しかし、よく考へてみますると、二百四十六条の普通詐欺罪の場合においては、その詐欺によつて得た金を自分のふところへ入れるか、あるいはまた他人のふところへ入れて、そうして私腹を肥やすというふうな関係が、そこに常につきまといつておるのでございするが、このただいま御審議を願つております補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律案におけるいわゆる公金の取得は、個人が私腹を肥やすというふうな関係がなくして、大体において公共団体もしくはその他の法人にその金を使はせるといふことで、しかも金の使途は比較的適正な方針に使はれるというふうな関係にあるので、その点が普通詐欺罪と異なるのではないかと、こういう意味におきまして、普通詐欺罪は最高十年であります。この場合にお

いては五年以下ではないか。いわゆるこの場合における犯罪行為は、普通詐欺罪と多少異なりまして、(委員長退席、大蔵委員会議事山 本来治君着席) 一面において行政権の侵害といつたような觀念が含まれておるのを見ていゝのじゃないか。ちやうど脱税の場合におきまして、やはり国家の財産権を侵害するといふ意味においては本法案と同様に見てよいと思ひます。ですから、国家の財産権を侵害する脱税の場合においても、あるいはまた税金の還付を受けます場合に詐欺を用いて不当なる税金の還付を受けたという場合の処罰規定も、やはりこの五年に相なつておられますので、これらの法案を照らし合せて考へて参ります場合においては、普通の詐欺罪よりも、公金ではありますけれども、やはり刑事政策上の見地から言つて低くしてよいのではないかと、こゝ私には考へる次第であります。

○龜田得治君 法務大臣は初めからそういうお考えであつたのでしうか、いろいろこの案を閣議でやつてゐるうちにそういうふうになつてきたのでしうか。

○国務大臣(花村四郎君) いろいろのいきさつはあります。大体大蔵大臣も私も、始まりからそういうことで刑事罰をもつて臨むべきものであるといふことを終始主張してきたわけでありまう。

○龜田得治君 刑事罰はもちろんなわかつたのですが、その詐欺罪との比較における点です。その点でも少しはやかされてゐるのですが、ただいま法務大臣は三つほど理由をあげられたわけ

すね。ところが、それはある点は納得
できませんが、必ずしもその説明は納得
がいかない。たとえば動機のことを
盛んに言われました。しかし、これ
は裁判官が実際に裁判をする場合の一
つの参考にするべきことであるので、普
通のこういう補助金をごまかす場合で
も、その公けの名に借りて、それに便
乗して個人のいろいろな利益をはか
る、こういうことは、やはり相当現実
にありますし、また予想もできるわけ
なんです。そういうものは、名前は公
けであっても、これは純然たる私利私
益です。従って普通の詐欺罪の場合
と少しも変わらない、その心からいっ
たって、そういう場合には、しかしそ
れが少いとおっしゃるかもしれない。
しかし、それは実際の裁判をするとき
に、そういう事態のものであれば軽く
処罰したらいいますね。そうでなく、
やはり個人的な利益をも公けの名にお
いてはかかる、こういうものが出てく
る可能性があるわけなんです。だから、
従って法律そのものは、裁判官がこれ
はとも動機から言ってもにくだしい
やつだから、五年じゃとても足らぬ、
普通の詐欺罪の程度が一番重いところ
でいかなければならぬと思っても、法
律がこういうふうになつていたら、こ
れはどうにもできないわけでしょう。
それから、普通の詐欺罪にしたら、
例外的には、いろいろほかの困った人
を助けてやる、そのためにちよつと悪
いけれども少しごまかすような手段を
とって、ほかの金を回すとか、そう
いうこともあり得る。だから、そうい
うことは決定的な要素じゃなからうと
思うのです。法律を作る場合の、これ
は裁判の場合の重要な要素であつて、

やはり法律の場合には、それじゃこの
被害法益は何かということがやはり一
番重点を置いて考えなければならぬの
じゃないか。そうしますと、普通の
詐欺罪は結局主として個人的な利益で
す。ところがこの場合には、明らかに
これは公けの利益なんです。この法律
の中でも再三これは繰り返してある通
りなんです。だから、その被害法益の
普通の状態というものを考えれば、こ
れは刑法の二百四十六条よりも重くて
ないかと思うのです。だから、百歩を
譲って、先ほどの動機のようなことも
少しそこへ加味するとしても、せめて
これは普通の詐欺罪と同じぐらいの水
準にしておかなければ、これは、はな
はだしに権衡を失する。で、法務大臣
が盛んに行政権の行使に関連してお
る問題だ、こういう点を盛んに言われ
ておる。私はむしろそこが問題だと思
う。私はむしろそこが問題だと思
う。実はそれじゃ、そういう行政
権とかそういうことになれば、個人の
場合よりも少しルールにしてい
これは従来の観念なんです。ところが
それが間違ひのもので、実はこういう
問題が起きてきて、こういう法律まで
必要になつてきているわけですから、
私は、そういう従来あるところのその
常識的な概念、それをすっかり払いの
けてしまわなきゃいかんと思うので
すよ。だから、ざつとばらんに考えれ
ば、行政権の行使に関連しているから
と、事実は、なるほどそうかもしれま
せんが、一体そのことがなぜ罰則を緩
和しなければならぬ理由になるのか。
これは何にもない。ならんです
よ。従来の常識でそんな感じがすると
いうだけなんです。そうすれば、結局

一番重要な問題は被害法益なんです。
それが一体これで損害を受けるのか。
個人が損害を受ける場合と、たくさん
の人が損害を受ける場合、これはもう
明らかにこうはつきり段違いなんです
ね。だから、そういう点を私は、法務
大臣の説明を聞きまして、法務大臣自
身が、そういうふうな情性に与らわれ
た考え方を持っておることに非
常に不満であるし、もしそういうこと
であります、いわゆるこの法律が
できて、それでは実際にこれを検察官
が使うという場合にも、そういう情性
がしよつちゅう働いて、実際はこれ
もう棚ざらしになつてしまふおそれ
十分私はあるのじゃないか。その点、
一体、その常識的な、従来の伝統的な
考え方で、それに対して法務大臣
どうお考えになつておるのか。私はそ
れもう訂正すべき時期だと、こう考
えておる。そういうことになれば、こ
れはもう被害法益が中心になつて考え
るべきなんです。当然これはもう
五年間では一般の詐欺罪の規定とつ
り合ひがとれない。で、先ほど税金の
還付を受けるのにごまかしてやつた
という場合には五年になつておる、つま
りこれは従来の法律なんです。そうい
う概念で律したのでは、大蔵大臣が所
期しているような目的は私はだめに
なつてしまふと思う。どういふふう
にこの点、私は非常にあなたの説明を聞
いて疑問を持つわけですが、どうお考
えてしょうか。

○国務大臣(花村四郎君) まあ、この
普通詐欺罪と、この法律とは、その性
格的に私は異なるところがある。その
主なる一、二をただいま申し上げたの
であります。さらに普通の詐欺罪
から申しますと、欺罔手段を用い
て、相手方を錯誤に陥らしむること
によつて、その対価を得るといふこと
が、詐欺罪の成立要件でございますけ
れども、この法律においては必ずしも
相手方は錯誤に陥る必要がない。御承
知のごとく、今日までのこの補助金の不
正行使のあとをたずねてみますと、大
体においてその内容は不当であること
を交付する方の側において承知の上で
交付をしておるといふ事例が非常に多
いのであります。でありますから、も
しも交付をする者が相手方の欺罔手段
によつて錯誤に陥つて交付をしたとい
ふことでありますならば、これは刑
法の二百四十六条の詐欺罪によつて処
断ができるのであります。今日まで
の補助金交付の実情をいろいろ調査を
してみました、交付をする方も、大
体その補助金の請求をして参ります事
柄と、そうして実際にその金を使用す
る方法と異なつておる、いわゆる詐
手段を用いておることを知りつつこの
交付をしておつたという事例が多
いので、普通の詐欺罪でこれを処罰
することができぬといふことで、まあ
いろいろ問題になつて参つてきたこと
は、これは御承知の通りであります。で
ありますから、普通の詐欺罪に該当
せざる場合においてもやはり処罰をす
るということが必要ありとし、この法律
ができてきたわけでありますから、
従つてこういう点において普通の詐
欺罪と異なるところが、また普通
詐欺罪で問題にするのでない事
案に対しては、この法律でいけるとい
ふことに相なつておるのであります
から、普通詐欺罪とこの犯罪との性格
が、おのずからそこに異なつておりま

するから、従つて、一方はその刑罰が
重くあるのにもかかわりませず、一方
は低いといふようなことも考えられて
いいのじゃないかと、こう存するので
あります。

○委員長代理(山本米治君) ちよつと
亀田委員に申し上げますが、質問の順
序ですが、先ほど委員長からお話が
ありましたように、一萬田大蔵大臣が
はかに行かれる予定が、ありますので、
順序として、一萬田大蔵大臣に対する
質問を先にお願ひしたいと思います。

○亀田得治君 それでは、ちよつと
と法務大臣にもう一つ……。「その他
不正の手段」、こういう場合でも新法
によれば処罰できるわけですね。そう
いう意味では、相手方が知つておるよ
うな場合でも、いろいろ結託して公金
を取つたという場合は、これにひつ
かってくる。それは確かにこの新法の
効果なんです、その点は。しかしなが
らこの条文には、「偽り」と書いてある
わけでしょう。「偽り」その他不正の手
段」となつてゐる「偽り」という場合に
は、これは詐欺罪の場合と構成要件が
大して変らないで、偽り」といふ
場合には、私はこの点は十分明白にし
ておきません、詐欺罪に該当するよ
うな場合であれば、こういう新法が出
て来なくとも、従来といへども刑法の二
百四十六条で検察官がやれたわけなん
です。ところが、この新法がせつかく
できたために、詐欺罪に該当すべきも
のがこの法律によつて低められた、こ
ういふことになるおそれが十分なん
です。その「偽り」といふのは、相手
が誤解をしてそれによつて出した、そ
ういふふうなきまつてゐるじゃないで
か、これは。だから、言葉が欺罔と偽

りと違ひますけれども、この点は十分明らかになっておきませんと、非常に重要な問題になる。その点だけ一点ちよつとお聞きして、大蔵大臣がお急ぎになるようですか、一応中止します。

○国務大臣(花村四郎君) 実はただいま言われたようなことも問題として考えられるのでありますが、しかし今日まで補助金を許取したという事件は、大体において、すべて、まあ、すべてと言つて語弊がありますが、大体において執行猶予等の判決がありまして、大部分は軽く処分をいたしておるのであります。これは要するに一般の詐欺罪と異なつてやはり軽く見るべきものではないかというふうに、刑事政策的の見地から考えられておつたというふうなことを考えてみまする場合において、やはりこの法律の五年が適当じゃないか、こう私は申し上げてよろしいと思ひます。

○龜田得治君 ちよつと一応中止します。

○白井勇君 大蔵大臣に一、二伺つてみたいと思ひます。こういう法律の施行とあわせまして国で考えなければならぬと思ひますことは、補助金を国で交付いたします場合に、たとえば単価の計算とかあるいは補助の率というものが実態と合わない場合が多い。この間も川島国務大臣が七月の八日に決算委員会でお話しておられたが、地方の公共団体でいろいろ不正事件を起したというのをよく検討してみますと、やはりそれにはいろいろ理屈がある。例をとつて話されたのによりますと、学校の復旧の問題、老朽校舎について二分の一補助になつておる。その場合の単価が国では二万七千円しか見

てくれない。ところが、實際地方に参りますれば、当然三万円以上もかかつておる。こういう一つの例をとつて話しておりましたが、私が知つておりまする面におきまして、最近では、よほど、たとえば人件費に對しまする補助等におきまして、實態に即しては来つたやうなものであります。しかしながら人件費の補助等におきまして、少くも一号か二号くらいの開きが、ならして見てもまだあるやうであります。あるいはまた人夫賃の計算等におきまして、そういう面がある。これは當然こういうような法律を施行すると同時に、その面におきまして、やはり實態に合うやうな措置を予算的に講じてやらなければならぬ筈合のものだ、こう思ふわけですが、これが出ますれば、少くも三十一年度からは、大蔵大臣とされまして、どういふ方針によつてその辺の是正をされるお見通しでありますか、どうですか。

○国務大臣(一萬田尚登君) 從來も、不可能なやうなやうな單価の組み方はしてないと思ひますのであります。大体そういう單価でできるといふに仕事をしてもいいと思ふのであります。しかしこういう法律でもできて、補助金をもらはうといふものと規制を受けるのであります。出さうなやうなやうな非常に相手に無理をしていふといふことは、これは私、考えなくてはならない。從來も特に無理をしていふとは思つておりませんが、その辺がいろいろ今後調整を必要とするところだと思ひます。そういう点は考へて行く考へております。

○白井勇君 もう一点伺つてみたいのですが、第三条に「補助金等が國民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し」ということが、一項、二項にわたつて、いつておるわけでありまして、これは事務當局で出しました考え方は、先ほどお話しがありました。どうも私たちがこれを読んで見ておりました、趣旨はよくわかるのであります。が、何人種の違いが天降つて来て、そして何か一場の訓示を垂れるやうな表現といふものは、法文の上にかどうか、こういうものにつきました大臣としましての御感想はいかがですか。

○国務大臣(一萬田尚登君) これはまあ、ごく率直な氣持といひますが、こういうふうなやつてほしいといふ考へ方、私は、やはりこういうやうな刑罰の伴うやうな法案の場合におきましては、何としてもこういうものが適用されずして所期の目的を達するのが一番いいことは間違ひない。刑法の場合に皆さうでしよう。そういう意味におきまして、特にこういうやうな条文を置きたい、かように考へております。

○木村禮八郎君 大蔵大臣に二点伺ひたいのですが、この目的は、さつき説明のように、パブリック・ファンドを公正に効率的に使うといふことが主であります。しかし、パブリック・ファンドは、何も補助金ばかりではないのです。大蔵省としては、補助金ばかりでなくて、全体の財政資金について公正、効率的に使わなきゃならぬといふ一つの基本方針をお立てになつて、その一環として補助金といふものを提起

しているのじゃないかと思ふのです。そこで伺ひたいのは、このほかにやはり不正な支出として問題になりましたのは、財政投融資ですね、あるいは出資投資、前に造船振興なんかがずいぶん世間を騒がせましたが、この方面も、これはいづゆるパブリック・ファンドの不当あるいは非効率的な使用が相当あると思ふのです。これをやはり相当検討しなきゃならぬと思ふのです。ですから、ただ補助金として出て来た——これは確かに精神はいいと思ふのです。が、これを機会に、この精神は非常に私はりっぱだと思ふのです。中国などでは國家財産の盗竊なんと言つていますが、國家財産を不当に使つた場合には、盗んだ、國家財産の盗竊として非常に重く罰するやうなふうになつていますが、そういう意味で、こういう精神をこゝで強調されたことは非常に私はいいと思ひます。これを機会に、やっぱりほかの、特に今まで會計検査院の機能が十分末端に及ばなかつたために、ああいう疑獄とか汚職が起るということがあつたのです。それは出資、投資、財政投融資等、こういう面にも何か着想する必要があるのじゃないか。この点が一つです。

もう一つは、地方に補助金を与える場合です。今の重要な國策を見ますと、ほとんど補助政策になつてしまつて、たとえば公營住宅、公共事業、失業対策、生活保護あるいは児童保護、教育費にしても國が半分くらい持つといふわけで、地方財政が非常に多くの國策の費用を負担してしまつて、そういうときに、國が予算を一般会計で計上する。しかし地方財政が赤字で弱っているために、心ならずも國の手当が

十分でないから國の補助金だけでまかなうといふのが、このまた對象にもなるわけですが、これにはやはり相當國の責任があるわけですね。そういう面も、ですからこの点は、さつき法務大臣のお話は、私は、そういう点で國は責任があるからといふ面で、多少一般の詐欺罪と一緒に罰するのはどうかと、思ふといふお話ならわかるのです。それで、さつきのような御答弁ですから、不満だと思ふのですが、しかしそれは、これまでのこの資料を要求してあつたのであります。そういう点については國に非常な責任がある面がたくさんあると思ふのです。そういう点については、これは一因ではありますけれども、國の手当が不十分でありますために、そして一般会計でどんな公共事業費や何か失業対策費を組む、しかし地方財政が負担し切れない、政府の手当が十分でないし、そういうやうな場合には一体どうなるのか。そういうやうな点を一体どう考へておられるか。この二点伺つておきたいです。

○国務大臣(一萬田尚登君) 今お話しのように、國の補助金はいずれも適正に使用されなくてはならぬことは、これはもう申すまでもないこととございします。従ひまして、この財政投融資といふやうなものについても、適正に使用すべきことは、これはもう申すまでもないことで、それはもう申すまでもないことと、それはもう申すまでもないことと、それが今後考へていくのであります。特に今回の補助金の場合におきましては、すでに具体的に、非常に内容がよいと思ひます。適正でない使用が明確にされておりました。またこの補助金の性質からしまして、反対給付を

伴っていないというようなことから、自然これが特に放漫に流れやすい。まあこういうふうな点から、財政のうちに占むる金額も非常に大きいので、そういうところから今回これを取り上げておる次第であります。

なお、いま一つ地方財政に関連してお話がありました。まあこれはお話のように、地方財政が非常に苦しいから自然国の方に責任が……、まあいろいろあります。これは今後地方財政の再建整備については別個に考えて地方財政を強化したい、かように考えておるのであります。それだからといって、補助金もこのままにしておいていいということにもならない。かえってこういうような補助金の使用を適正化することによって、自然、地方の財政が健全化する糸口になるであろうと、かように考えておるわけでございます。

○木村義八郎君 どうも今の御答弁では非常に不満足ですが、第一の点に対する御答弁は、営利会社に対する政府の出資、投資であるからこそ、そこが非常にいろいろな汚職とか疑獄が起るし、それがまた国家目的に使わない利潤追求の方に偏して行くという危険があるのですから、従ってこの方面にも効率的に使わないものが現にあるのですから……。また事実相当であると思うのです。ですから、新しく政府がこの方面にも会計検査院の機能を強化するとか、あるいはまたこれについては国会においても、あるいは事前検査、決算委員会などの事後検査、これも重要なのでありますが、しかしそれでもなおかつ十分に適正に使われないのですから、まず大蔵省において、この出資、投資については、何かこの補助金

と同じような法律を作れというのじゃないですけれども、やはりこれを効率的にあるいは公正に使用する何かを考へるお考えはないか。これはまた必要であると思うのです。補助金だけやっ

ていて財政の支出は……、金額は大きいですよ。相当大きいのです。その点については何らか、ただ適正にしたいというだけでは、ばくぜんとして、それだけで、せっかく政府がこの補助金の適正使用に関する法律を作るに當つて非常に高邁な精神をここでうたつておるのですから、パブリック・ファン

それから今の補助金のことですが、政府は、十分に手当すれば不当出資が起らない……そういう面があるのです、政府に非常な責任がある面が……。ですから逆の面もあるわけですね、こういう法律を作るから……。適正使用じゃなくて、実質問題として、政府は、たとえば失業対策事業なんか、もしこれで嚴重に縛つていく場合、政府は、失対事業は大切である。予算は大へん立派なことを言つて組む。今度は地方で、地方予算の負担分がないときは、もう失業対策で苦しいから、政府の方から金だけでとにかく失業対策をやろうというときに、これに縛られるためにできない。そういうような実際の

弊害も出てこないとは限らない。ですから、今までは、今度この法律で防げるかもしれないけれども、従来、かりにこまかして使つた、というのは語弊がありますが、そのことのために実際に失対事業がとまるのがとまらないでできたという場合、そういうことがあり

○国務大臣(一萬田尚登君) いや、お考えに私、別に異論があるわけではございせん。特にこの財政投融資については、その配分についても十分計画的に配分をしておる、またいろいろな監督もしておりますが、将来なおこの監督を厳にする。これはまあ再建関係が主要をなすのでありますが、こういうものについては何らかの管理の方法といひますか、あるいはそれに関しての法律というふうなものも考へていき

なおそれから、地方財政の關係におきまして、中央からやれば仕事はやつておるが、中央から金がこないという点が従来あつたのではないかと、私はこれは場合によつてはそういうことも従来あつたかと思ひますが、別に否定はしません。そこで今回はこの地方財政再建整備について、三十二年にわたつて本當に確立しよう、そうして地方財政の今日の苦況の起るあらゆる原因をここではつきりとして、そうして国の

やはり責めというものがあれば、責めに属する点は、それは、やはり補正も考へよう、こういうふうにいづくつもりでいたしておるのであります。そういう点についても別に私は御意見と違つた点はないかと思ひます。

○木村義八郎君 簡単に一点だけ。簡単なことなんですけれども、政府が出資して、ある会社なんかを作つた場合、国会議員がその役員としていくという点については、政府はどうお考えですか。たとえば具体的に言へば、今度の移民会社、ああいうところに、新聞の報道ですからわかりませんが、参議院議員が現職のままこれの總裁になるといふことが新聞に出ております。そういうことは財政資金の適正なる使用といふものと関連して、またほかの別の見地からも問題になりますけれども、立法と行政との混乱が起るという点にはありませんか。そういう点については大蔵大臣どうお考えですか。

○国務大臣(一萬田尚登君) これは實際的に考へてみなくてはならぬ、一概にも私がここで断定を下すわけにもいかんと思ひますが、まあ趣旨といたしましては、私はごく抽象的に申せば、なかなかむづかしいのですが、(笑聲)抽象的に申せば、それはやはり関与なさらん方がいふと思うのです。が、しかし、これは世の中はなかなかそう簡単にかんもものですか……(笑聲)それだけ付け加えておきます。

ことに相なります。今までの会計検査院の検査報告等を通じてそれぞれ受けた報告では四件しかないと、こういうふうに言われておりましたが、もしこの法律が通りましての場合に、二十八年度の会計検査院の報告で指摘されておる案件で、一体、この法律が適用された場合に刑罰を受けるのが幾らくらあるか。これは予想でありますけれども、政府はそういう点について考へてみたかどうか。またこの点について会計検査院は、やはりこの法律に従つたらこの程度罰せられるであらうといふようなことをお調べになつたかどうか。お調べになつたのであれば、概略の数字でもまずお聞かせ願ひたい。

私はもう一番心配するのは、今までの概念からいいますと、こうしたことは刑罰に触れないのだ、こういう建前に立つておられます。しかしこれが厳格に施行される場合には、おそらく町村において反対派がこれを利用して、この最高の刑罰と罰金で地方公共団体が非常に混乱に陥る。これを政略に使うには非常に便利がいいようにできております。この中で確かに二十五条では不服の申し立てをすることができまして、しかしこの不服の申し立てをかりにしても、その間、地方議会あるいは町村長の立場として非常に複雑になる。これは法務大臣が先ほども言われるように、暗黙のうちにそれぞれの者が今まで知つておるのであります。そういう慣習の上に立つて補助金が、それぞれ申請され交付をされておるのでありますから、そういうような点を十分考へて、地方公共団体の行政がこの悪用する人のために混乱をす

律の中その他で防止するようなことを考へておるか。この点をまず承りたい。

続いて、そういうものをなくしようとする場合には、この千件にわたつておる補助金、負担金、補給金、交付金、あるいは委託費までの交付のこの種目と申しますか、科目といひますか、これをしぼるかどうかなければならぬと思ひます。しかしこの項目は、それぞれ今日までの補助金の重点主義という制度のとり方がいつも修正せられておる面から見ますと困難でありま

考へなかつたら、この法案は憲法と同じで、作つたけれども効果が上らんと、こういうようなことになる心配が非常に多いのであります。

その次は災害復旧費であります。これは参議院でもすでに議決をされる段階になっておりますが、建設省関係で七百二十億過年度災害が残つておる。また農林省の農地関係でも、二百八十億であります。三百億近い農地だけの復旧費が残つておるようでありま

らないので、そういうふうな違反者が出来ないようにして、ほんとうに国費が適正に使われるのはどうしようかと

考へておることをまず申し上げておきます。それから補助金を重点的にまゝめて使つたらどうかと、こういう御意向、これは私は非常に賛成なんで、できるだけそうしたいと考へておりま

たように、積極的に小さい部分にわたつても財政効果のあるように、特にこのことを通じてお考へになつて、指示等をなされたことがあります。

○国務大臣(一萬田尚登君) この補助金の財政効果があるようにということ、これは、もうおそろくそれはどの大蔵大臣も考へておると思ふんですが、私は三十九年度の予算編成におきまして、特に考へたのであります。どうも微力いかなともいたしたいので、思うようにいきませんでしたが、これは非常に残念に思つておりますが、三十九年度の予算編成におきましては、特別にやはり私は効果があがるように考へていきたい、かように考へております。

ついでに欠陥はどこにあるか、再建整備法を出されて、地方財政のいわゆる救済をやるといふても、あのような交付税においては、果して今の地方自治の段階、地方財政が急速に救済できるかどうか、これは非常な問題があるわけ

なんです。そういう点から考へてみると、中央における補助金半額負担、あるいは八割負担、多いときは九割負担をやつた場合においても、果して地方の自治体が、一割ないし二割あるいは五割の自己負担というものがなし得るかどうかが、過去においてなら別だけれども、現在行き詰まつておる地方財政の現段階においては、そのような一割とか二割という自己負担でも、過去において五割負担以上に逼迫した自治体財政においては、相当これは困窮をきわめると思ふわけです。ということになれば、やはりこういうふうな法の裏づけが出てきた場合において、やり

検査院が全体の二割なら一割を検査して、そして指摘してくるというふうなことになる。その逆で、その逆で、このようにものを取り違えて、よし、おれが一つ犠牲になってやる、わかったときにはおれが犠牲になってやるというふうなところで、思い切つてとにかく補助金を取つて、つかまつたときには、これはもう、はりつけになるわけでもない。だから二年や三年はしょうがない、地方財政の困窮を救うためには、そのくらいやってやろうという間違った英雄的な気分が出てきて、これは困ると思う、逆にと。だから、そういう点において、私はこの法律を生かしていくためには、中央の監督機構というものを、つまり行政管理局が片方の方で事前検査をやっている。会計検査院は別に補助金をやっている。一体どこをどうやっているのか。行政管理局と会計検査院とが、どのくらい連絡して、同じ補助金を今後取扱うにしても、それを有効適切にやっているか。それから各省庁においても補助金を査定し、そういうものも中間検査し、あるいは成功認定をするというふうなときにおいて、一体内部監査とかいうものをどれだけ有効適切に中央官庁においてこれを実行し、それを監督しているのか。こういうものを総合的に引き締めていかないと、やはりそれは下だけを締めていくということになる。これを私は考えるわけだ。そこで私は補助金をこの法律によって厳正にさせることについて大賛成です。大賛成だが、その裏づけとして、中央におけるところの政府機構というものを、やはり災害が多く発生したときには、なかなか中央のほうで厳格に判こばかり押して工事が少しも進捗しない。いつまでたっても民生安定という大きな大眼目が生かされないで、やたらに書類というものを調査というものがだらだらと行われるというところも考えるわけなんです。そういう点で、中央におけるところの今言ったような検査機構、あるいは査定機構というものを、一体どのようにに統括し、あるいは能率的にやられる意図が政府全体としてあるか。それから地方財政において一つの問題ですが、かりに地方が自己負担が全然ない、しかしこれはやらねばならぬといったときに、金額これを国庫支弁でやるという考えをどの程度政府が持っているか。この点の説明を願いたいと思うのです。

○政府委員(森永貞一郎君) 大臣はあとから御答弁いたします。監督機構の問題でございますが、現在主として経理面においては検査院がございまして、また一方、事業そのものの執行状況についての監査という面では行政管理局がございまして、そのほか各省がやはり自己監査をいたしております。また私のほうの所管の財務局で災害等につきましまして立ち会いをいたしておるといったようなことで、一見いたしましていろいろに多岐にわたっているようにお感じになるかも知れませんが、目的もまたございまして、これはそれぞれをすべて一元化するというわけにも参らないかと存じます。しかし、いたずらに無用な監査をいたしまして、御迷惑をかけるということももちろん慎むべきことと存じますし、また国費の節減という観点からいたしまして、これをできるだけ統一的な監査を

行うというところは必要なことと存じますので、最小限度のものももちろんなければならぬと存じます。将来の行政機構の整理等の際におきましては、それらの点につきましても、もちろん考慮をいたすべきではないかというふうな考えです。第二点の、地方財政にその負担能力がない場合は、全額補助で補助事業を実施させる例を開いたらどうか、こういうようなお話であつたかと存ずるのでございますが、これはその補助事業の性格にもよりますし、やはり国と地方とが財源負担を折半する、あるいは七分の三分にする、そういうふうなことで制度ができておるわけでございます。また、単に財政能力の観点のみからこれを国が全額補助にするということではなく、なかなかむずかしいわけでございます。しかし今回提案いたしましたように、地方財政再建整備法につきましまして、若干お話がございましたように、趣旨も取り入れまして、地方財政再建整備法は、経過的に特例的な措置といたしまして、場合によりましては補助率を引き上げる、あるいは分担金の額を少なくするというような道は開かれておるわけでございます。これは特別な団体についての措置でございますが、地方財政全体の問題といたしましては、先ほどから大臣からお話ございましたように、できるだけ地方財政の財源の充実をはかる方法を今後講じて参りたいと考える次第でございます。ただ、この際一言申し上げたいことは、私も従来地方財政計画の作成に当りましては、少くとも補助事業を行う所要財源はこれを計算に入れまして、起債

なり税その他なりで一応見ていつておるわけでございます。しかし他方団体の固有財政の面ではいろいろ財政が不如意であるために、あるいは一部自己負担を免れるというふうな結果も起つておるわけでございますが、これは私は、やはり地方公共団体が自分の財政能力を考えまして、その限度において事業を執行するということがやはり根本でなくてはならないのじゃないか。もちろん失業対策事業のような例もございまして、国の政策の観点から、地方財政の状況いかんにかかわらず、これを実行させなければならぬという場合には、また別個の配慮も必要になつてくるかと思つた次第でございます。たとえは今回特別失業対策事業を起しまして、その場合には補助率を高めますというふうな措置も講じております。そういうものにつきましましては、その配慮も必要でございますが、一般の公共事業、特にその地方団体が非常に経済力の発展というふうな利益を受けるというふうな事業につきましましては、やはりその団体の財政力の限度内では、一部やはりこれは必ず負担するようにな、負担できるというふうな限度において事業を執行する、そういう基本的な考え方に立たなければならぬのではないかと、そういうふうに考えます。

○岡三郎君 大体今意向がわかつたのですが、問題は、非常に数が多い補助事業、相当の膨大な額になつて言われる補助事業、これを抜本的とは言わぬでも、ある程度まで規制をしていくということになれば、これは単なる補助事業ではなくして、国政全般の引き締めになると私は考えるわけです。ところが閣内においても、これが一たん、ずつと前に出かかつて、押えられて、また出ようとして、政治綱とか行政綱とか言つて、また、もんで出て来て、会期があつて幾ばくもないというときにこれが登場してくる。そういうと、これは第三者は、どうせこれは憲法と同じように目の目を見ないのだというふうな、たかをくくつた話がある。NHKの録音なんかにおいても堂々たる紙の記者が語っているのが出てくるわけなんです。どうせこれは君、通りやしないから、まあ刑事罰でしておこうが、行政罰でしておこうが、もう時間切れだよ、というふうなことをNHKの録音なんかでやっているのを聞いてみて、私はまことに慨嘆にたえなかつたのですけれども、大蔵大臣としては、ずいぶんがんばられたと思うのですが、実際にこの補助事業を厳格にやっていくと、補助金というものが一体今までのようにこれが使用されてきたかという問題と、この法案が通るかどうかという問題が、政治的に私は、からまつていふと思う。ですから通俗に言つて、やはり補助金等の申請をする場合においては政治力からまつていくわけなんです。ですから、よほど今言つたような裏打ちをこするのだというところを大蔵省としては相当腹を固めてやつてもらわないと、十七国会以来の期待される法案というものがまた審議未了だということになつたならば、これは悪因縁がついて、今後五尺のヨイじゃないけれども、簡単な釣竿では釣り上げられないようなことになることを心配をされているわけなんです。ですから、こういう点については、鳩山総理がこの前の委員会において言われたことについて

て、よう知らん、綱紀の肅正は鳩山内閣の一枚看板ではなかったかと言つても、よう知らんと言われている。会計検査院の報告がどうなっているのかからいふ、まあ、よそから見ると大蔵大臣が一人太鼓をたたいてやっている印象なんですね。まことに私の見たところが皮相かも知れませんが、そういうふうな形の中で悪戦苦闘してこの法案が出て来ているということから考へて、私は今主計局長が言ったことを了承しますよ、しますが、實際的に地方財政が非常に苦しいでいる。使ひ方の悪かつた都道府県もありますよ、あるけれども、現在における税法とか、税そのものが果して公平であるかどうかという問題も、これは私は内在していると思う。だから、そういう点で、これから手始めに、全体を二、三ではできないけれども改革していくんだという点で、緩急よろしきを得ないと、ただ単にこれだけを通して、あと大蔵省の方で三十一年度予算の査定のとときに締めるんだというだけでは、私は通らんとするのです。だから、そういう点で、今までの経過にかんがみて、これを両院特に衆議院の方を通して、これを参議院の方は通るといふ一つの自信を少しは持っているんですが、ね、一段ともう少しこれを徹底化して何とか通す御方策を考へてもらいたいと思う。あなたの意見をここで答えてもらふということでもなく、私はここで、これだけお願いやら、見解を述べて、もう少し腹をすえて全体的に達成できるようにやつてもらいたい、これだけ私は述べておきます。

これはもうわれわれ待望久しきものであった。超党派でもつて一日も早く通したい、当大蔵委員会におきまして、この法律案はもう超党派で一日も早く通すことにしたいということでも、一昨日青木委員長と私が衆議院の大蔵委員長のところへ参りまして、この法案を一日もすみやかに通されたいと、今、岡委員の言われたような意を体しまして強く要請いたしました。さらにまた各政党から衆議院の政調会、政策審議会、国会対策委員会を通じて、実は各会派別に講じて参つておるといふような実情であります。それから、岡委員の御意見がございましたが、こういうような事情もありますので、この大蔵決算の連合審査会を二回と予定しております。大蔵委員会では全員これに対して賛成だということを開きましたので、連合審査会も実は本日一回をもつて終りたいと思つております。

刑がいいか悪いかは別問題としまして、より重く罰しようというのが今日の民主主義国家の通念である。ことに、不幸、日本のように、主権在民の憲法がありまして、まだこういうふうな公金に対する観念が非常に乏しいときには、むしろ私は刑法上における詐欺罪に對しても、たとえば十二年くらいにすべきではないか、時限立法でもいいからより重くして、これを一つの教訓とする、こういう意味で、私も強くこの点を希望しておたのであります。このことは今後決算委員会におきまして審議する場合に、おそらく参議院の決算委員会としましては、十七国会に出された場合は十年、それが今国会において七年として閣議に出したところが、ある關係が行政罰でたくさんだといふようなことで、がんばつて、参議院におきましては、これにおられる大蔵大臣はもとより、鳩山総理大臣以下四、五の關係に出ていただいて、この点に触れたのであります。それが遂に五年になつて出るといふことは、こういうことは私どもとしてまことに不満に感ずるのであります。ですから、どうぞ大蔵委員会におかれては、この罰則規定はそういう立場から一つ慎重に御審議いただきたいと思ひます。

それは大蔵大臣に御質問申し上げたい点は、この法案を実施した場合、だれがこういう事態を摘発するのかというところが問題であると思ひます。第一には個人でしょう。第二には関係各省あるいは公社の内部監査と申しますか、内部査査と申しますか、そういうものによつてこういう違反を摘発する。第三にはいわゆる行政監察によつてこういうものは摘発し得る。第四には会計検査院、第五にはいわゆる検察庁、しかしこれは實際的に見ますと、先ほど大蔵大臣の法律案の提案の理由の御説明の中にあつたように、われわれが昭和二十八年年度の決算報告書を調べた場合に、会計検査院が出しておりました一般会計、特別会計、政府関係機関の批難事項として二千二百三十二件出ております。その中で千四百四十四件というものが、これが支出に関するものであつて、その中の九割、すなわち千二百件は補助金に関するものであります。この会計検査院が調べた批難事項、後に報告されました二千二百三十二件というものは、これはたとえば農林省のごときは六割くらいまでしか調べてない。それから建設省にいたしましても、これも八割くらいだつたと思ひますが、これは小峰君に訂正してもらいたいと思ひますが、とにかくそういうような場合でありまして、会計検査院が各省、公社を調べた検査といふものが、全体から申しますと平均一〇％ないわけでありまして、一〇％に足りない検査の結果において、補助金に關して千二百件という批難事項であります。これはごく大ざっぱに、九割でありますから、かりに一割としまして、約十倍、一万二千件というものが、そういうものがあるのじゃないかということも、これは私は類推できると思ふ。かように考えますと、この法案を実施した場合、だれがその不正を摘発するのかということになれば、私はやはり会計検査院といふものが多年の熟練、勘を持った会計検査院の検査官のみが私は有効適切なこういう摘発をし得るのではないかと思ふの

であります。たとえば私も参考人として呼びました山口県における油谷町の例の沈没船、偽りの沈没船をもつて補助金をとらうとしてみつかつたという事件がございます。これは普通の内部監査で、たしか農林省だつたと思ひますが、内部監査で、今の制度ではわからない。非常に勘の強い会計検査院の検査官が参りまして調べて発見した。こういうようなことになりますと、私はおそらくこの法律の實際をあげるためには、会計検査院といふものを活動しやすいようにしなかつたやうな。国の会計職員に對しましては会計検査院法第三十三条によつて、検査官が摘発し、檢察庁に送付することができ。しかし地方公共団体に對しましては、行政監察も一つの大きな機能でございますけれども、会計検査官といふものが国の最も適正公平に摘発し得る唯一の機関ではないかと思ふ。こういう点から考へまして、かりにこれが法律化、法制化しまして、これを実施する場合に、過去の経験からみても、会計検査院の機能を拡充強化する。私も参議院の決算委員会におきましては、前々国会におきまして、かような見地から、こういう法律がまだ出ませんので、これから、会計検査院の機能を拡充強化すべしという決議が決算委員会並びに本會議を通じておこなうようなわけでありまして、その結果とも申しませんが、今回会計検査院法の一部改正が出まして、一局増設いたして六十名の人員をふやすということになつております。かようなことを望ましい法律が出て、實際これを効果あらしめるためには、やはり会計検査院といふものをよりよくもつと

拡充強化する必要がある、私はかように考えるのでありますが、もしそういうことになった場合には、今年度にこれがさく実施されることになれば、大蔵省としては、今回の会計検査院法の一部改正法による一局の六十名のスタッフを増加するに二千万円分の金が要するのであります。八カ月分に勘定いたしまして……そういたしますと、この法律をもつと完璧にやりましたためには、たとえば人員はそう早急にふやせませんけれども、たとえば百二十名ふやすというようなことになった場合には、大蔵大臣としては、これに伴う予算を補正予算を出してでもやらせるといふような私は意気込みが当然なくちやならぬ。ことに主計局長あたりとしては、実際問題としてこの点まで考えなければ、こういう法律を出しただけでは決して不正防止はできないと思うのです。この点に關しての大蔵大臣の腹がまえというものを一つこの委員会にお示し願いたい。

○國務大臣(一萬田尚登君) 会計検査院の増強につきましては、同じような考えをもちまして、先ほどお話がありましたように、三十年では六十人増員をする、調査出張その他の關係の予算もふやしてあるわけでありまして、来年度予算編成に當りまして、特に御趣旨もありまして、考えることにいたしましたと思ひます。

○委員長代理(山本米治君) ちょっと申し上げますが、簡単にお願いいたします。

○青柳秀夫君 簡単に御質問申し上げますが、この法律によりまして補助金を不正に受けるものの適正は期し得ると思うのでありますが、大体補助金

等を不正に受け取るというのには、申請者も不正であることはもちろんであります。これを渡す国の方がしつかりしていれば、そういう問題は起らないと思ひます。この法律ではその受け取る方に対する措置はできておると思ひますが、それを渡す国の方の側に対しては法律で一体規定があるのか、あるいはこの法律には載せないで、他の措置で何か取り締るといふのであります。なお補正してちよつと申し上げますが、と申しますのは、詐欺罪といふようなものがこの間成立するかどうかという問題になれば、欺罔しなければならぬ。欺罔といふのは相手方を錯誤に陥らしめる。ところが相手方と申しますのは官庁の方でありまして、官庁の方がその事情を知つておる。知つておる場合には錯誤に陥るのではないのです。詐欺罪にもならぬ。しかし、そういうことによつて金が不正に出てゆくということになれば、事情を知つていて、それを認定して査定をして金を出すというふうな役所側の方の人といふものは、きわめてまづい立場にあるのであります。そういうような場合において、何かこの法律自体で措置がとつてあるか。あるいは、これでとつてなければ、他に相當な措置をとる何かがあるか。そこを伺ひたいのであります。

○政府委員(村上孝太郎君) ただいまの問題は、やや技術的であります。で、私から答弁させていただきます。ちよつと申し上げましたように、この法律案の、いわば半ばを占めております取締り法規の中には、受領者に対する取締り規定と同時に、交付する者に對しましてもある程度の規定が置いてございまして、それは、たとえば原則的な訓示規定として、このパブリック・フナンドである補助金の交付におきましては、公正かつ効率的に使用しなければならぬ、あるいは法律案の二十四条で、不当に遅延あるいは不当に干渉してはならぬといふことが書いてあります。ただいまの御質問は、おそらく刑事罰等におきまして交付する側に対する制裁的な規定があまりはつきりしておらぬのではないかと、いふうな御質問ではなからうかと存じますが、交付する者に対しては、われわれは、現在ございましていろいろな法規、たとえば刑法百九十三条の職務利用とか、あるいは公務員法の八十三条等の懲戒処分、これらの規定が、先ほど申し上げました關係者の職務に關するこの法律の訓示規定と相關連いたしました。十分に働かざるを得ないかと考へております。それから、さらにこの交付の際に、いろいろ額の算定その他についてよく調査をしなければならぬといふうなことが書いてございまして、この法律通りに金額の算定の適正であるかどうかをよく計算しない、と、予算執行職員等の責任に關する法律という法律がまたございまして、これにもかかつてくることにならうかと思ひます。ただ最後の御指摘の二十九条の「偽りその他不正の手段」といふ場合に、事情を知つてい

る取締り規定と同時に、交付する者に對しましてもある程度の規定が置いてございまして、それは、たとえば原則的な訓示規定として、このパブリック・フナンドである補助金の交付におきましては、公正かつ効率的に使用しなければならぬ、あるいは法律案の二十四条で、不当に遅延あるいは不当に干渉してはならぬといふことが書いてあります。ただいまの御質問は、おそらく刑事罰等におきまして交付する側に対する制裁的な規定があまりはつきりしておらぬのではないかと、いふうな御質問ではなからうかと存じますが、交付する者に対しては、われわれは、現在ございましていろいろな法規、たとえば刑法百九十三条の職務利用とか、あるいは公務員法の八十三条等の懲戒処分、これらの規定が、先ほど申し上げました關係者の職務に關するこの法律の訓示規定と相關連いたしました。十分に働かざるを得ないかと考へております。それから、さらにこの交付の際に、いろいろ額の算定その他についてよく調査をしなければならぬといふうなことが書いてございまして、この法律通りに金額の算定の適正であるかどうかをよく計算しない、と、予算執行職員等の責任に關する法律という法律がまたございまして、これにもかかつてくることにならうかと思ひます。ただ最後の御指摘の二十九条の「偽りその他不正の手段」といふ場合に、事情を知つてい

る取締り規定と同時に、交付する者に對しましてもある程度の規定が置いてございまして、それは、たとえば原則的な訓示規定として、このパブリック・フナンドである補助金の交付におきましては、公正かつ効率的に使用しなければならぬ、あるいは法律案の二十四条で、不当に遅延あるいは不当に干渉してはならぬといふことが書いてあります。ただいまの御質問は、おそらく刑事罰等におきまして交付する側に対する制裁的な規定があまりはつきりしておらぬのではないかと、いふうな御質問ではなからうかと存じますが、交付する者に対しては、われわれは、現在ございましていろいろな法規、たとえば刑法百九十三条の職務利用とか、あるいは公務員法の八十三条等の懲戒処分、これらの規定が、先ほど申し上げました關係者の職務に關するこの法律の訓示規定と相關連いたしました。十分に働かざるを得ないかと考へております。それから、さらにこの交付の際に、いろいろ額の算定その他についてよく調査をしなければならぬといふうなことが書いてございまして、この法律通りに金額の算定の適正であるかどうかをよく計算しない、と、予算執行職員等の責任に關する法律という法律がまたございまして、これにもかかつてくることにならうかと思ひます。ただ最後の御指摘の二十九条の「偽りその他不正の手段」といふ場合に、事情を知つてい

の考えでは、これは共犯になりますか。どうか、そういう問題もございまして、さらにその交付者の条件によりましては責任といふうな現在の刑法の規定も適用になるか、こゝういふうに考へております。

○政府委員(井本豊吉君) この法律案の第二十九条の相手方でありする公務員の方はどうなるかといふうな問題になると思ひますが、一説によれば、この不正の補助金の交付をした者も共犯ではないかといふ説も一応あります。これは従来の経済統制法規における処罰規定が売り買いと別々に規定されておる、あるいは金融緊急措置令においても、金を交付した者を処罰し、受け取つた者とは區別して処罰規定のできておるうな關係では、共犯として扱ふことは少しく困難ではないかと考へますが、われわれは、いま申し上げた、事情を知つて不正に補助金を交付したといふ場合には、刑法の背任罪もしくは業務上横領罪などの成立する場合が相当多いと考へる次第であります。

○委員長代理(山本米治君) ちょっと皆さんにお願いいたしますが、大蔵大臣はさつきから急いでおられますから、大蔵大臣の質問を先にさせていただきます。もう大蔵大臣退席されて差しつかへございませぬか——では大蔵大臣どうぞ。

○天田勝正君 今、青柳さんからの質問がありました。実はこの法律案が新聞に報ぜられまして、数日前でありましたか、本院の大蔵委員会に提案される前日だとしたか記憶いたしておりますが、その新聞によれば、建設省、農林省等の見解、これはどなたが語つた

かわかりません。ただその新聞に書いてあるだけですが、それによると、補助金等を受ける側の罰則のみが規定されて、自分たちの方が何ら規定を受けておらない、何となしに面はゆいといふことが書いてあつたわけですね。これに、この法律にまつから反對であるといふ、そういう表現は私の記憶にはなかつたのでありますけれども、何となしに平等の原則からも相反する、こゝういふことがむしろ役所側にちやうどあり、そのために、この法律は鳩山内閣が当初から出すであらうとなつて出されてきた、こゝういふことは、基本的に役所の中に、何となしに、要するに不安といふか、それに基いた反對といふか、そういうものがあつたやに私は想像いたしておるわけでありまして、新聞等に出たことでもありますが、おそらく關係当局は御承知でございまして、今日これまで遅れてきたのは、かかつてその罰則の適用等の問題にあると思ひますけれども、それらの経緯を御承知ならば明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(森永貞一郎君) この法案の提出が非常に遅れたのであります。が、遅れた事情を申し上げます。これは予算の執行の適正化を期する意味での重要法案であることはちよつとございまして、直接本年度の予算に關係してはなかつたといふうなことから、提出の準備ないしは各省との話し合いが若干と回しになったのは事実でございまして、しかし私どもは、いましては、延長国会にならない前の、六月中旬にこれを、次官會議、閣議に

ありますので、決算委員をやつていらつしやる方になるべく御発言を願いたいと思います。その点御了承願います。

○天田勝正君 あとに留保しておきます。

○龜田得治君 先ほどもちつと留保しておいたのですが、どうも公金と私金に対する考え方が、これが私はやはり納得ができない。それで、たとえば業務上の横領罪と普通の横領罪、業務上横領罪の最たるものは国家の公金だと思ひます。で、これも普通の個人の金を扱つてごまかせば五年、公金の場合、業務上の場合には十年、公金も含めて、私はこういうこの現行法の刑法の立場から見ても、当然この詐欺罪の場合にはこれが逆になつてきたわけですから、これは公金というものの對する一つのいましめであるべき法律において、はなはだ不適切な罰則のきめ方である、こういう感じがするのです。法務当局の説明では、とてもこれは納得ができない。ただいま天田さんの質問に刑事局長が答えておられるときに、こういうことも言つておりましたね、共謀ではないが相手方の官吏だけが知つておつた、知つていて、そうして、そういう市町村なら市町村がごまかしにきていたことを知つていて、そうして渡したという場合には業務上横領になるかと思ひます。そういう場合があり得ると思ひます。背任または業務上横領……ところがその人は、これは刑法上十年でしよう、刑罰規定が……。これはただじつと黙つて知つておるやつなんでしょう。こつちの方は積極的によつておるやつなんです。じつと知つておつて、そこを注意しないというだけなんだな。そいつが十年で、こつちの積極的にごまかしを考えたやつが五年、これはどこから見ても、つり合ひがとれないですよ。だから私は、ともかくやはり罰則をつける以上は、その罰則のつけ方によつて、つまり一般的な評價が違つてくるのだから、個人の場合にはどう、公金の場合にはどうという、その国家のこれに対する考え方の表われがそこに出てくる。もちろん事情やむを得ずしてごまかしたという人が出てくれば、それはもちろん裁判所は事情をくんで執行猶予にする場合もあるだろうし、刑を下げる場合もある。それは、そこまかしたらいひいひい、やは規定そのものは、山田さんも先ほどほかの例も引かれておつたが、これはどうして納得がゆかない。この点、今の業務上横領などの規定と比較しても、これはどういふふうな刑事局長お考えですか。本心は實際は十年でなければならぬというふうな、あなたたちは考へておつたはずなんだがね。どうなんですか。

○政府委員(井本臺吉君) 背任罪は御承知の通り二百四十七条でこれは五年になつております。横領罪も単純横領であればこれは五年でございまして、今、今の業務上横領という点になりますと十年になりますので、少しも最高刑が軽くなつたような感じはいたしません。が、これまた先ほど大臣が答弁しておりましたように、元来かような国家の一つの行政権に対する侵害であるというふうな考え方、税法上の詐欺その他の不正の手段による税金を免れたとか、税金の過分の払い戻しを受けたというふうなものは、大体三年以下の懲役というところになっております。酒

税法は多少高くなつておりますが、それでも五年以下となつております。さういふ点を加味いたしますと、これは五年では軽いというふうな感じを持たれるかもしれませんが、税務などの事件にとらみ合せて、まあ、このくらいでひどく軽いというのではない、これならばがまんできるのではない、いかというわれわれの考え方ではございます。

○龜田得治君 それから、この罰則規定の中に、一番重要な二十九条に罰金刑を同時に書いておられたわけですね。罰金刑が入つておる。今までお聞きしておるような法務当局の考え方ではありますと、結局この罰金刑の方にみな逃げてしまつたのではないか。そういうことになれば、少々ごまかしでも、結局幾らかそれに相当する金を出せばいいのだというふうな考え方、これはなつてしまふと思ふ。だから、こういう罰金刑なんかは取つてしまつた方がいいようにも考へるのですがね、そういう面から考へると……。その点はどう考へるのです。

○政府委員(井本臺吉君) 背任罪にも御承知の通り罰金の規定が附いております。○龜田得治君 詐欺罪の場合にはないでしよう。○政府委員(井本臺吉君) 詐欺、業務上横領罪にはないのをごいいます。背任罪にはついております。先ほど申し上げましたように、税法関係では全部罰金がついておられます。また今度の法案でも並科することができるといふことと規定がありまして、必ずしもお説のように全部が罰金に行つてしまふというのではないので、やはり情の重いものは相當に処分されるのではないかと私も考へております。

○龜田得治君 主計局長に一つこれは要求しておきますが、先ほどから、地方財政等が非常に圧迫されておる、そういう面でも無理がきておることは、これは事實なんです。私も、この法案を支持すると同時に、その面に対してはこれは私も重ねて要求しておきます。第一、陳情にわんざわんざ来なければ大蔵省が金を出さぬ、こういう非科学的なことは、本當にこれはやめてもらいたいのです。そんなことをしなかつたで大体すつと筋が通つておると、さう筋の通るものはやつていく、私が最初何か考へておるかと云つたのは、そういう面についての科学化を考へておるんです。それがないと、これは非常に圧迫する法律になりますから。だから、その点は一つ大蔵省で十分やはり、おさなりの研究じゃなしに、やはり徹底的な検討をやつて、そうして一つ合理化してもらいたいと思ひます。

○政府委員(森永貞一郎君) ただいまの御意見まことにごもっともでございまして、私どもも陳情には実はもう閉口しておるのでございまして。私どもも行政の運用に當りましては、陳情が来たからといって、まげて補助金をつけるといったようなことは、やつていないつもりでございまして、なお御指摘の点は私どもも全然同感でございまして、將來もそういう方向で陳情をしなくとも済むような行政に逐次近づけて参るよう、今後一そう努力をするつもりでおります。

○青柳秀夫君 この補助金の問題につきまして、ある一つの補助金で不正があつたという場合には、相手が村の場合等においては、総合的に考へて、その村に対する補助はできるだけ嚴格にやつた方がいいのだと思ふのでありますが、そういうことに關連して、自治庁で地方自治体に対して相當強い総合的の指導監督権をお持ちかと思つて、私、この前、川島長官にお伺ひしたところがほとんど無力で何にもないのだというふうな御答弁がございまして、政務次官に重ねてお伺ひするのでありますけれども、その点がどういふふうになつておるか。それで、もし、その点について大蔵省の方で、自治庁の方が何にもない、非常に弱いものだという場合には、私はこれは地方自治体の本質論でありますけれども、本當の地方自治体である、アメリカ等におけるように、財政等が全然国なり国家なるの援助がなしに自まかないでやつておるという場合には、完全な自治体だから、そういうところに入りやう干渉することはいいけないと思ひますけれども、現在の自治体というのは財政等においても非常に國に依存してある。ほとんど國に依存してある傾向が多い。その場合に、本質的に自治体は干渉してはいけないのだからといって、じつとしておるというのでは、何にも私はできないと思ひます。干渉は好ましくありませんけれども、事實がそういうふうな國に依存してある場合は、國でも適當な指導監督といひますか、総合的に考へておやりにすることが必要じゃないか、こう思ひますので、その点の御意見を御両者から伺ひたいと思ひます。

○政府委員(永田亮一君) ただいまの青柳先生の御質問であります。それから今までの先生の御質問を承わつておりました。大へん自治庁、自治団体に対してあたたかいお気持ちをお述べいただきまして、感謝をいたしておるわけでありました。今の青柳先生の、自治庁が地方に対して指揮監督という権限があるかという御質問でございますが、実は今の法制上におきましてはございません。ただ単に指導、助言をいたす程度でありまして、地方自治体といたしましては国に依存しておる部分が非常に多いのであります。従いまして、ただいま議題になつておりますこの法案は、補助金を厳正にやるということについては、自治庁といたしましては全面的に賛意を表するものでございませう。ただこの場合に、先ほど岡先生その他皆さんからも御質問がございましたが、十分に地方に財源をやつておらないではないか、片手落ちではないかという地方団体に対して御同情のあるお言葉がございました。私も、なるべくこの法案が補助行政の合理化といたことが並行的に行われまして、補助金の問題、単価の問題、それから認証額の問題等も合理的に同時に並行的に行われるようにお願いをいたしておる次第でございませう。

○政府委員(森永貞一君) ただいまの青柳委員の御質問でございますが、たとえば、ある村なら村で補助金について何か不正があったような場合、その村に対する自後の補助金の関係において、たとえば補助金を交付することを停止するというようなことをやるか、そういう御質問のように承わります。

したのでございますが、いやくも不正不当がございました場合に、補助金の運用に当りまして、そういう団体に對しましては必然的に警戒的に臨まなくちゃならぬことは、これは当然であると存じますが、法律上の制度といたしましては、この提案いたしております法案の第二十条にございませう。行爲があつて、その補助金の返還を命ぜられたような場合、その場合には、補助金、加算金、延滞金等を含めまして全部または一部の納付がない場合には、自後そのものに対して、同種の事務または事業についての補助金の交付を一時停止する、あるいはまた今後補助すべき補助金と返すべきものとを相殺することができるといふような規定を設けておるわけでございまして、不十分とも存じますが、法律的な制度としてはこの程度かと存じまして、そういう規定が挿入せられておるわけでございませう。

○委員長代理(山本米治君) 大蔵委員でないう方の御質問はございせんか。では本日はこれをもって散会いたします。

午後四時四十四分散会